

4月から

# 医療費等が変わります!

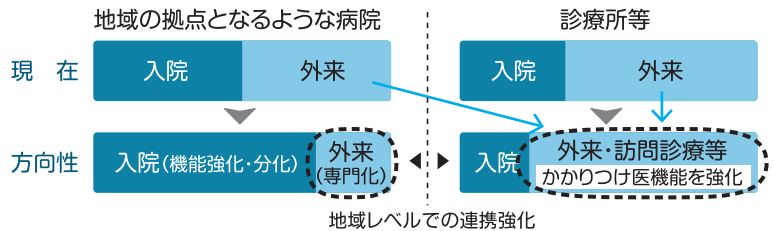
主な変更点

## かかりつけ医機能をもつ医療機関の初診に加算、大病院受診時の定額負担対象病院が拡大

かかりつけ医が日常的な診療を担い、必要に応じて高度な専門医療を担う大病院を紹介する体制を目指し、かかりつけ医機能を有する医療機関の初診料が引き上げられます。

また、「紹介状」なしで大病院を受診した場合の5,000円以上の定額負担制度も対象病院が500床以上から400床以上に拡大されます。

### 外来医療の役割分担のイメージ



### ●かかりつけ医機能をもつ医療機関の初診料

改定前 2,820円 ▶ 改定後 2,820円 + 機能強化加算 800円 = 3,620円

### ●「紹介状」のない大病院受診時の定額負担(最低5,000円)の対象拡大

改定前 特定機能病院および一般病床500床以上の地域医療支援病院 ▶ 改定後 特定機能病院および一般病床400床以上の地域医療支援病院

※救急患者等は対象外です。

## 入院時の食費負担額が引き上げ

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月から食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することとなり、平成30年4月からは1食あたり460円になります。

	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
所得区分が「一般」の人 (住民税非課税でない人)	360円* (食材費+調理費)	460円* (食材費+調理費100円増)

※指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。 ※住民税非課税者は従来通り。

## 歯科の初診料・再診料が引き上げ

日常的に唾液や血液に触れる環境下で診療を行っている歯科の院内感染防止対策を推進するため、歯科の初診料および再診料が引き上げられます。院内感染防止対策の施設基準の届出がない歯科は、初診料・再診料が引き下げられます。

●初診料 改定前 2,340円 ▶ 改定後 2,370円 ●再診料 改定前 450円 ▶ 改定後 480円

## ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品の使用割合の高い薬局に対しての加算を引き上げ、低い薬局は引き下げ
- 医薬品を「製品名」ではなく「一般名(成分名)」で処方した際の加算が引き上げ

その他

### オンライン診療を推進

生活習慣病などで継続的に受診している患者に対するオンライン診療が新設されます。

※初診から6か月間毎月同じ医師と対面診断を行っている場合で、対面診療と情報通信機器を活用するオンライン診療計画を作成しているなどの要件を満たすことが前提です。

### 入院医療の評価体系を見直し

入院医療は、「急性期医療」「急性期医療～長期療養」「長期療養」の機能ごとに、基本部分の評価と入院患者の医療の必要性に応じた実績の評価を組み合わせた新たな評価体系に再編・統合されます。